

# 池田町第5次総合計画 骨子（案）

## はじめに

町長挨拶

町民憲章、町章、町歌、町花、町木

## 第1編 総論（序論）

### 1. 計画の策定にあたって

#### （1）計画の目的

複雑・多様化する地域課題への的確な対応、住民と行政による協働のまちづくりの方向性の共有、持続的発展を目指し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、池田町第5次総合計画を策定する。

#### （2）計画の役割

本町の今後10年間の進むべき方向と基本となる施策を明らかにするもの。

### 2. 計画の概要

#### （1）計画の位置づけ

町政の基本的な方向を総合的に示す計画であり、目指すべき町の将来像やまちづくりの方針に基づき、その実現のために必要な主要施策を示し、別に策定される分野別の個別計画と合わせて、具体的な施策や事業を効果的に実施する。

なお、池田町第5次総合計画策定方針で設定した「計画策定の基本的な考え方」をもとに、計画の策定に向けた視点を整理する。

将来人口を見据えた計画づくり

地域の特性を活かした計画づくり

住民参加による計画づくり

実現性・実効性を確保した計画づくり

#### （2）国や北海道の計画との関係

総合計画の推進にあたっては、国や北海道が作成する関連計画や推進施策などとの整合に配慮し、協調を図る。

#### （3）計画の構成と期間

従来同様、計画期間は10年間とし、目指すべきまちの将来像や、まちづくりの方針を示す「基本構想」と、基本構想の実現のための施策を示した「基本計画」により構成する。

また、3年間の事業予定を示した「実施計画」を別に策定し、毎年度見直しを行う。

#### （4）計画の進行管理

計画（Plan）を実現する手段として、実施（Do）した事務事業の進捗度や施策毎に設定す

る成果指標(成果を測るものさし)に基づき、政策及び施策に対する達成度を評価(Check)しながら、その結果を業務の見直し(Act)に活かしていく行政評価サイクル(PDCAサイクル)により、総合計画の進行管理を行う。

また、外部評価の実施により、住民参加による協働のまちづくりを推進する。

### 3．池田町を取り巻く状況

池田町を取り巻く状況(情勢)として、次の内容を予定する。

- (1) 人口減少と少子高齢化の進行
- (2) 地方創生への取り組み
- (3) 自然災害に対する防災意識の高まり
- (4) 経済社会のグローバル化と高度情報化の進展
- (5) 地球環境問題の深刻化と資源・エネルギー事情の変化
- (6) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進
- (7) 感染症予防対策を取り入れた生活様式への対応

### 4．池田町の現況とあゆみ

- (1) 立地条件・自然条件

(町の位置と地勢、交通アクセスの状況を記載)

- (2) 歴史的なあゆみ

(開町以降の町の沿革を記載)

- (3) まちづくりの経過

(本町のまちづくりの特徴とともに、今後も、農業を中心とした産業の振興、安心安全な住みよい環境づくり、地域特性を再認識し、自然環境を守り、人を育み・敬い、住民参加による協働のまちづくりを続ける必要を記載。)

- (4) 人口の状況

まちづくりの課題や将来方向の検討に向けた現状分析資料として、次の内容を予定する。

人口の推移と将来推計

自然増減の状況：出生・死亡数、転入・転出数の推移

総人口の推移における自然増減と社会増減の影響

自然増減の状況：合計特殊出生率と出生数の推移

社会増減の状況：年齢5歳階級別の人口移動の状況

産業別就業者の推移

周辺市町村への通勤・通学の状況

- (5) 財政の状況

まちづくりの課題や将来方向の検討に向けた現状分析資料として、財政の状況を整理する。

## 第2編 基本構想

池田町が目指すまちの姿（将来像）やまちづくりの基本理念を定める。

### 1. 池田町の将来像

まちの将来像（目指すべき姿）を表現するキャッチフレーズを定める。

なお、中学生まちづくりアンケートによる提案を参考とする。

### 2. 人口指標

人口動態、推計資料等を踏まえ、人口指標（目標人口）の設定について、その表現方法も含めて検討する。

### 3. 土地利用の方向

土地利用は、まちづくりの基本であり、長期的な視点に立って計画的に進める必要があることから、主な区域（市街区域、農業区域、自然（森林）区域）について、その方向性を整理する。

### 4. まちづくりの基本方針

第4次総合計画では、基本計画に「基本方針」として位置付けていたもの。

総合計画の推進に向け、分野や施策を横断する共通的な考え方として、検討する。

### 5. まちづくりの基本目標（施策の大綱）

これまでのまちづくりを継承しつつ、まちの将来像を実現するための基本目標を設定する。

## 第3編 基本計画

基本構想（将来像）の実現に向けた基本的な施策を設定し、その方向性を定める。

分野：5分野とする予定（第4次総合計画：5分野）

保健、医療、福祉、介護、子育てなどの分野

産業（農林業、商工業、観光、ブドウ・ブドウ酒事業など）分野

住民生活安全、生活基盤、生活環境などの分野

教育、文化、スポーツなどの分野

住民参加による協働のまちづくりの推進、行財政運営などの分野

政策：16程度を予定（第4次総合計画：15政策）

施策：50程度を予定（第4次総合計画：48政策）

「現状と課題」、「施策の方針」、「施策の主な内容」で構成